

# 定例監査結果報告

## 1 監査の種別

定例監査

## 2 監査の対象

建設局（下水道事業に係るものに限る。）

## 3 監査の期間

平成31年4月3日から令和元年7月9日まで

## 4 監査の範囲及び方法

平成30年度に執行された事務事業のほか、平成30年度以外の年度に執行された事務事業の一部について、主として使用料等の徴収事務、契約事務、資産管理事務等について、抽出により、その諸帳簿、関係資料の調査を行うとともに、担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により実施した。

## 5 監査の結果

事務事業については、一部に改善を必要とする事例が見られたが、おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事例は、次のとおりである。

（改善を要する事例）

### (1) 不適切な随意契約について

予定価格が100万円を超える委託契約については、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。

ところが、下水道調整課においては、契約総額が100万円を超える測量業務委託契約において、これを分割して発注する合理性が認められないにもかかわらず、分割して1件当たりの業務委託料を100万円以下とすることにより、随意契約を行っていた。

契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適切に処理する必要がある。